

# 既存住宅状況調査補助金申請マニュアル

## 0 目次

- 1 概要
- 2 交付の流れ
- 3 交付申請兼実績報告書の添付書類
- 4 チェックリスト

補足 既存住宅状況調査補助金交付の流れ (図)

## 1 概要

(内容)

空き家の売買又は賃貸借契約締結にあたり、空き家の住宅検査（既存住宅状況調査※）を実施する費用の補助事業

※既存住宅状況調査：

国土交通省の定める講習を修了した建築士が行う、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況調査です。



詳細は国土交通省HP

### 補助額

補助申請年度の4月1日以降に実施した既存住宅状況調査費用の1/2を補助  
(上限5万円)

\*売買・賃貸借契約前に実施する調査に限ります。

### 対象地域

県内全域

### 対象者

空き家の売買・賃貸借契約を締結するにあたり既存住宅状況調査を実施した者  
(ただし、当該調査報告書の結果において、劣化事象等が無いにも関わらず、契約を実施しなかった者は除く。)

### 補助条件

○空き家

・わかやま住まいポータルサイトに登録された居住用の空き家

#### 【対象外】

・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するもの

## ○既存住宅状況調査

- ・原則、和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者が行うもの
  - ←「和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者」でない場合は事前に県に相談すること
- ・国土交通省の定める講習を修了した建築士が実施すること
  - ⇒既存住宅状況調査技術者は、和歌山県建築士会の HP 等より検索できます。
- ・補助申請年度の4月1日以降、売買又は賃貸借契約締結前に実施したものであること
- ・配管・設備、雨樋など、調査対象として既存住宅状況調査方法基準で規定していない部位や劣化事象等の追加調査を含む。

## ○契約

- ・売買又は賃貸借契約締結の前に、既存住宅状況調査を実施すること
- 【対象外】**
- ・法人又は不動産業若しくはこれに類する業を営む個人事業者と売買又は賃貸借契約を締結する場合

### 申請時期

既存住宅状況調査を実施後（当該年度の2月末日まで）

※既存住宅状況調査は必ず契約前に実施してください。

## 2 交付の流れ（図1参照）

- ①空き家所在地の市町村を管轄する振興局（県）への相談
- ②和歌山県建築士会の HP 等より、既存住宅状況調査技術者を検索し、既存住宅状況調査依頼
- ③既存住宅状況調査を実施
- ④既存住宅状況調査を実施した技術者より、修了証等の写し及び既存住宅状況調査報告書もらう
- ⑤調査費の支払い
- ⑥交付申請書兼実績報告書類等を空き家所在地の市町村を管轄する振興局（県）へ提出
- ⑦交付決定兼額の確定通知書を受領
- ⑧請求書を空き家所在地の市町村を管轄する振興局（県）へ提出→振興局（県）から補助金支払い

## 3 交付申請兼実績報告書の添付書類

- 既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）
- 既存住宅状況調査技術者講習の修了したことがわかる書類
- 既存住宅状況調査費用を支払ったことが確認できる書類（①領収書の写し②請求書及び銀行振込控えの写し）
- 補助金振込先の口座情報等が分かるもの（通帳の写し等）
- 売買又は賃貸借契約書の写し（既存住宅状況調査報告書の結果において、劣化等事象がない場合のみ）

## 4 チェックリスト

### ○補助対象者

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	申請者は、空き家の売買又は賃貸借契約を締結するにあたり、既存住宅状況調査を実施した者である。
<input type="checkbox"/>	(既存住宅状況調査報告書において劣化事象等が無い場合のみ) 空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者である。

### ○補助対象空き家

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された居住用の空き家である。
<input type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでない。

### ○既存住宅状況調査

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	補助申請年度の4月1日以降に実施した既存住宅状況調査である。
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査の実施者は、和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者である。

### ○契約

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	法人又は個人事業主と売買又は賃貸借契約を締結する者でない。

### ○申請日

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	補助申請年度の2月末日(同日が閉庁日に当たる場合は、その直後の開庁日)までに申請している。

### ○添付書類

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査報告書の写し(表紙及び結果の概要のみで可)
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査費用を支払ったことが確認できる書類(①領収書の写し②請求書及び銀行振込控えの写し)
<input type="checkbox"/>	補助金振込先の口座情報等が分かるもの(通帳の写し等)
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約書の写し(既存住宅状況調査報告書の結果において、劣化事象等が無い場合のみ)

図1

